

## 広島市地区防災計画の提案に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2に基づき、広島市防災会議に対する広島市地域防災計画に地区防災計画を定めるための提案（以下「計画提案」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (計画提案の要件)

第2条 計画提案の要件は、次のとおりとする。

- (1) 一定の地区内の居住者や当該地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して定める当該地区における防災活動に関する計画であること。
- (2) 広島市地域防災計画に抵触するものでないこと。

### (計画提案を行う際の提出書類)

第3条 計画提案を行う地区居住者等は、広島市防災会議に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他広島市防災会議会長が必要と認める書類

### (審査)

第4条 広島市防災会議は、前条により書類の提出があり、それらを受理したときは、広島市防災会議における審議を円滑に実施するため、広島市地区防災計画審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行うものとする。

- 2 審査会での審査項目は、別表のとおりとする。
- 3 審査会会長は、危機管理室参与をもって充てる。
- 4 審査会会長は、審査会を総理する。
- 5 審査会会員（以下「会員」という。）は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 危機管理室危機管理課長
  - (2) 危機管理室災害予防課長
  - (3) 危機管理室災害対策課長
  - (4) 計画提案のあった地区を所管する区市民部地域起こし推進課長
  - (5) 消防局予防部予防課長
  - (6) 計画提案のあった地区を管轄する消防署警防課長
  - (7) その他審査会会長が必要と認める者
- 6 審査会会長に事故があるときは、あらかじめ審査会会長が指名する会員がその職務を代理する。
- 7 審査会は、審査会会長が招集し、これを開催する。
- 8 審査会は過半数の会員が出席しなければ開催することができない。

- 9 審査会会長は、緊急の必要により審査会を開催することができないときは、持ち回りの方法により、各会員による審査を求めることができる。
- 10 前項の場合において、第8項の規定の適用については、審査に参加した会員を出席した者とみなす。
- 11 審査会会長は、審査の結果を広島市防災会議に報告するものとする。

(審議)

第5条 広島市防災会議は、第3条第1号及び第2号に掲げる書類並びに前条第11項の審査会の結果に基づき、広島市地域防災計画に定める必要があるか審議を行う。

(審議結果の通知)

第6条 広島市防災会議は、審議結果通知書(第2号様式)により、計画提案を行った地区居住者等宛てに審議結果を通知する。

(計画提案の取り下げ)

第7条 計画提案を行った地区居住者等は、前条の通知があるまでは、地区防災計画提案取り下げ書(第3号様式)により提案の取り下げを行うことができる。

(準用規定)

第8条 地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第7条までの規定を準用する。

- 2 地区防災計画を廃止しようとする場合は、第3条第3号及び第4号並びに第4条から第7条までの規定を準用する。

(庶務)

第9条 この要綱に係る庶務は、危機管理室災害予防課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

## 別表

分類		審査項目
1	地区の合意形成	・計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解を得る手続きが適切になされていること。
2	計画の対象範囲の設定	・対象地区の範囲が明確になっていること。
3	計画の目的・目標	・活動の目的・目標が決まっていること。
4	地区の特性	・地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握していること。 ・各種ハザードマップを参考としていること。
5	具体的な防災活動	・平常時の活動を記載していること。 ・災害時の活動を記載していること。 ・避難行動について記載していること。
6	計画の見直し	・計画の見直しについて考慮していること。
7	広島市地域防災計画との整合性	・広島市地域防災計画に抵触していないこと。

(第1号様式)

令和 年 月 日

広島市防災会議会長  
(広島市長)

(計画提案の代表者氏名)

地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり広島市防災会議へ提案します。

記

1 計画提案の代表者

団体名	
氏名	
住所	
連絡先※	

※ 代表者以外の連絡先を記載する場合、氏名も記載してください。

2 計画の素案の概要

名称	
計画対象範囲	
主な内容	

※ 計画の素案が地区防災計画として地域防災計画に規定された場合、以下の箇所を除き、広島市ホームページ等で公開して差し支えありません。

非公開とする 箇所・理由	
-----------------	--

(第2号様式)

令和 年 月 日

(計画提案の代表者氏名) 様

広島市防災会議会長  
( 広 島 市 長 )

### 審議結果通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき、令和 年 月 日付で計画提案のあった地区防災計画の素案について、下記のとおり広島市防災会議にて審議した結果を通知します。

#### 記

##### 1 計画の素案の名称等

計画名称	
団体名	
代表者名	

##### 2 審議結果

(第3号様式)

令和 年 月 日

広島市防災会議会長  
( 広 島 市 長 )

(計画提案の代表者氏名)

地区防災計画提案取り下げ書

災害対策基本法第42条の2に基づき、令和 年 月 日付で広島市防災会議会長へ提案した計画の素案について、下記のとおり提案を取り下げます。

記

1 計画の素案の名称等

計画名称	
団体名	
代表者名	
連絡先※	

※ 代表者以外の連絡先を記載する場合、その氏名も記載してください。

2 取り下げ理由等